

京都市上下水道局告示第44号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年2月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名

京都府城陽市寺田宮ノ平31番地の9

株式会社 ハヤシ住宅設備

代表取締役 林 壽男

2 変更事項（営業所の変更）

京都府城陽市寺田島垣内102番地の10から京都府城陽市寺田樋尻104番地の1に変更

3 指定期間

平成17年2月24日から平成17年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)